

## 第1回革新的事業活動評価委員会 議事要旨

### 1 日時

平成30年8月31日(金) 16:00～17:27

### 2 場所

中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

安念委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員、増島委員

#### 【事務局】

越智 内閣府副大臣、新原 内閣官房日本経済再生総合事務局代理補、平井 内閣官房日本経済再生総合事務局次長、佐藤内閣官房日本経済再生総合事務局次長、中原 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官、岡本 内閣府大臣官房企画調整課長

### 4 議題

委員紹介、委員長の互選

革新的事業活動評価委員会運営規則(案)について

新技術等実証計画の認定に関する調査審議の視点(案)について

その他(報告等)

### 5 議事経過

(1) 事務局から、革新的事業活動評価委員会の開催に対する挨拶と、各委員の紹介が行われた後、各委員の互選により安念委員が委員長に選出された。

(2) 「革新的事業活動評価委員会運営規則(案)」について、事務局より資料の説明があり、原案の通り採択された。主な質疑応答は以下のとおり。

#### ○委員

成立要件はあるのか。持ち回りの時に、実際に会議を開催したとき双方で、成立要件と過半数はどう判断するのか。

#### ○事務局

持ち回り決議のとき、実際に会議を開催したとき双方において、決議の過半数要件は変わらない。実際に会議を開催したときの定足数は、全体の過半数である。

#### ○委員

第5条の自己の利害について質問だが、個人の委員のところへ事業者から話があった場合、ポジティブにやったほうがいいのか、やらないほうがいいのか。

#### ○事務局

窓口を紹介頂いたり、基本的な方向性を示唆するくらいでは、問題になることはないかと解してよいのではないかと。

○委員

イベントに登壇といった場合はどうか。

○事務局

イベントへの登壇も大丈夫と考える。問題となるのは、実際の申請において、ほとんど社員と同じような履行補助者的な形で携わられるような方が典型的には想定される。

○委員長

当委員会にやや特有の事情。今後の為の知識の集積という意味もあるため、何か疑問がある場合には言っていたきたい。

○委員

海外のレギュレーターがこの制度について知りたい、連携したいというときに、一元窓口の内閣府・内閣官房に行った方がいいのか、Fintech に限定された場合であれば金融庁に直接という方がいいのか。

○事務局

基本的にはこの一元窓口でも対応するが、Fintech という事情もあるので金融庁にもお考えを聞きながら対応していきたい。

○委員長

運営規則(案)は原則のとおり採択でよいか。

(「異議なし」と声あり)

○委員長

では、原案のとおり決定とする。今後、この規則のもとで委員会を運営していくが、営業上の秘密を含む個別の新技术等実証計画の申請について審議することから、会議は非公開としたい。

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは会議は非公開とする。

(3) 「新技术等実証計画の認定に関する調査審議の視点(案)」について、事務局より資料の説明があり、原案の通り採択された。主な質疑応答は以下のとおり。

○委員長

公務員として守秘義務がかかるのは、国家公務員法上のいわゆる職員で、常勤の職員も、我々のような非常勤の国家公務員も含まれるという理解で良いか。

○事務局

結構である。

○委員

ここにいる委員はそれぞれの領域で新しい事例をつくっていくことに関わっている人であり、プロジェクトで一緒にやっているなどの場合には議論に出ないというルールを徹底するべき。何らかの形で必ずつながってしまう部分はあるため、だから

だめではなく、議論に入らないということではないか。

○事務局

何らかのことがあったときにその審議だけに出ないということではないか。

○委員

部屋から出るということによいか。

○事務局

それで十分。もう一つは、委員長に報告を行うこと。

○委員

重要なのは開示の仕方。当然委員長宛や事務局宛に開示を行う。地方だと本当に頼ってくるケースもある。だからこそ、「こういう立ち位置で関わったので、あとは皆さんで議論してください。その議論は、私は抜けます。」ということをやりたい。

○委員長

一定の限度を超えた場合には、議論から外れていただく。一定の限度については、だんだんとボーダーをはっきりさせていく。

○委員

実証を行う主体はどこになるのか。

○事務局

当然事業者の計画として、データ収集も含めて事業者にやっていただく。一般的な制度改正にどうつなげていくかは、当委員会でも実証の成果について意見をいただいても良いし、他の規制改革会議や関係省庁で議論されて頂くこともあるものとする。

○委員

都合の悪い情報も政策決定においては非常に大事な情報だと思うが、正直に申告されるスキームになっているか。また、何か人を対象に実験などを行う場合には、通常は倫理委員会を立ち上げたりするが、客観的な意味で参加者の方の人権や論理的な配慮が十分に担保できるか。

○事務局

何らか物理的な実証をするときに外部性を有することとなり、外部性が法律上保護された利益を侵害するような可能性があるときには、侵害される可能性のある人から同意をとるとというのが基本方針に記載されている。一般に倫理委員会というところまでいくような重装備のものではないものが恐らく大半なのではないかと思っている。いずれにせよ参加者の皆様に対し、認定証を提示して同意をとるという、インフォームド・コンセントを取る仕組みを制度としている。

○委員長

人権の保護も含めて非常に重要なテーマの一つ。検証の点だが、新技術等実証計画がうまく進行した場合は、主務大臣としても規制の特例の見直し等を行うということになっており、前提条件として、法律の第 50 条で、主務大臣は事業者から報告を徴収することができるため、その情報に基づいて諸般の必要な措置をとることになる。当委員会としてデータをどう使うかだが、当委員会の権限はわりに広いと

ころであり、色々な評価ができることになっている。失敗したことのデータも多分評価してよいのではないか。失敗例については、経験の蓄積によってどういう活用の仕方があるのかということも含めて考えていけばよいのではないか。

○委員長

調査審議の視点については、原案どおりの採択でよいか。

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは原案どおりと決定する。

(4) 事務局より、今後の委員会開催等の連絡として、実証計画については、準備の整ったものから申請がなされ、委員会で審議いただくことを予定している旨が説明された。

(5) 各委員より自由にご発言をいただいた。主な発言は以下のとおり。

○委員

諸外国の実証の取り組みを考えると、ぜひ日本でも早く成果を出して、追いつき、その上でグローバルサンドボックスといった議論も行いたい。

○委員

スタートアップエコシステムから上がってくる意見やニーズ、海外のレギュレーターとの接点などをこの委員会に還元していきたい。

○委員

セキュリティーやプライバシー等、公平性をどうやったら担保できるかという専門知識があるため、ブロックチェーンについても、不公正だったり一般の利用者に被害の及ばないようなシステムを実際に使ってもらいたい。

○委員

共同開発計画を結ぶこともあるため、何かこの委員会に関する話が関わってくるのであれば、早めに委員長へご相談をしたい。

○委員

EBPM、エビデンスに基づく政策形成が非常に重要であると考え。まさに今回のデータに基づいて、実証の結果に基づいてやっていこうということ。

○委員

現在、地方には新しいことができるチャンスが生まれてきているとも言える。地方で何が起きているのかを知っている人間として会議に参加し、そうした視点から話をしていきたい。

○委員

どうやってイノベーションを起こしていくかといったことに関わってきた。こんな技術は日本に20年前からあるという話も聞かすが、ビジネスにするかしないかでアメリカと日本で大きく差がある。一方で本当に明確に規制があるかという慣習や心理的規制でやられていないことも多いと考えており、人間の中での心理的な規制を変えていくことも必要であると考え。

○委員

消費者の視点、国民の側からみて、新しい技術、事業がどのような条件が必要になってくるかという視点で一生懸命見ていかなければいけない。リスクの適切な管理も非常に重要であり、いろいろな視点を入れていきたい。

○委員

経済界や外資系の視点からいろいろなインプットをしたい。日本は実証実験大国。今後色々な国でサンドボックス間連携も考えられるのでそうした時はネットワークを含め活用したい。

○委員

この仕組みは権限を持っている官庁に対して、こういう力関係とバランスをつくれれば日本でもうまくいくのではないかという発想でできている。イノベーションは各国同士ですごい競争になっている。中国のイノベーションに対する向き方は、基本的にまずなにもしないでみんなにやらせる。その上で国がパートナーシップを組んで、国全体、他の国にそれを展開する。日本ではもうルールができてしまっている国であり、同じアプローチはなかなか難しい。そういう中で、伍していくためには、こうした制度をつくる重要性があると思う。イノベーションの成功は結局のところ数であり、その中から成功、当たるものが出てくる。案件を出していく側と審査する側と両方に関わらせていただく。

○事務局

心理的規制と規制はしっかりと峻別、分別して、まずやれるのではないかと思う。イノベーションの速度については日本もこの委員会を起爆剤にして、臨みたい。委員の皆様には本当に堂々と議論に参加いただけるよう環境を整えたい。本制度は企業秘密といったものを扱いながら規制を突破していくものであり、いろいろな形でご尽力をいただきたい。

(以上)